

北海道本別高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の方針

(1) 基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることの認識に立ち、いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期解消、その他のいじめへの対処のための方策を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

ア 学校及び教職員は、本校生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処する責務を有する。

イ 学校及び教職員は、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことの認識のもと、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との信頼関係の構築に努めなければならない。

(5) いじめの「内容(態様)」「要因」「解消」

ア いじめの「内容(態様)」について

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

イ いじめの「要因」について

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレス要因」、「競争的な価値観」などが存在している。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚すること。

ウ いじめの「解消」について

少なくとも次の2つの要件が満たされていることを以ていじめの「解消」とする。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。被害の重大性等から、長期の期間が必要であると判断される場合がある。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめが止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) 「重大事態」について

ア 「重大事態」の定義

「いじめ防止対策推進法」第28条に基づき、以下を「重大事態」と定義する。

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 「重大事態」の具体的内容

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず迅速に対応する。

ウ 「重大事態」の報告

「いじめ防止対策推進法」第30条の規定に基づき、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合には、十勝教育局高等学校教育指導班を通じて、北海道教育委員会に報告する。

2 いじめ防止対策検討委員会

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消に向け、組織的な校内体制の整備を図る「いじめ防止対策検討委員会」を設置する。

(1) 委員の構成は、次のとおりとする。

ア 校内においては、教頭を委員長とし、生徒指導部長、教務部長、学年主任、養護教諭、担任、その他、関係があると委員長が認めた教職員を委員とする。

イ 必要に応じて、委員長は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察関係者、民生委員、町の福祉関係者を委員として加える。

(2) 委員会の担う役割は、次のとおりとする。

- ア いじめの相談窓口は生徒指導部長とし、いじめの相談・通報を受け付け、いじめの未然防止対策及び早期発見に必要な手段を講じ、学校全体の対応を主導する。
- イ 収集した情報については確実に記録し、委員会により共有した後、直ちに生徒に対するアンケート調査や聞き取りによって、いじめであるか否かの判断(いじめの認知)を行う。
- ウ 重大事態と疑われる場合、各組織と連携してその状況を適切に把握し、その内容について、十勝教育局を通じて北海道教育委員会へ報告し、関係機関と連携して事態の改善及び收拾を図る。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・報告を行う。
- オ 被害生徒の安全確保や心のケア等を支援するとともに、加害生徒への成長支援を含め対処プランを策定・実施し、いじめの解消までを委員会主導で組織的に対応する。
- カ いじめの未然防止及び早期発見のため、PDCAサイクルにより常に定期的に内容の検証を行い、改善に向けた見直しを図る。また、校内研修において、いじめ防止に関する教職員の知識を高め、意識を啓発する活動を主導する。

3 いじめの未然防止

いじめについての共通理解やいじめを起こさせないための予防的な取り組みを図る。

- (1) いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
- (2) 道徳教育・人権教育の充実を図るなど、規範意識を高め、自他の生命と尊厳を尊重できる集団づくりを推進する。
- (3) 「わかる授業」やコミュニケーション能力を育む学習指導を充実させ、いじめに向かわせるストレス等の解消に努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導を工夫し、豊かな心の育成を図る。
- (5) 教職員の計画的な研修の実施と校内研修会の充実を図る。
- (6) 保護者・地域・関係機関との連携を図り、組織的・計画的な取り組みを推進する。

4 いじめの早期発見・早期対応

学校の全ての教育活動において、いじめのサインや兆候を見逃さず、適切にかつ迅速に対応する。
また、「いじめ見逃しゼロ」に係る取組を推進し、定期的なアンケートや全校面談の実施により生徒の状況把握及び情報の共有を図る。

- (1) 日常の会話や行動などを注意深く観察し、教職員間で情報の共有に努める。
- (2) 教育相談体制を整備し、個別面談等を定期的実施する。
- (3) 毎月15日「1カ月を振り返って」によるアンケート結果を分析し、担任及び養護教諭による個別面談を実施し、委員会で情報共有の上、保護者との連携を図る。
- (4) 「ネットパトロール」を定期的に行い、生徒の動向に注視する。
- (5) いじめと疑われる事象を把握したときは、個人で判断し行動することを避け、学年団や生徒指導部で直ちに共有し、「いじめ防止対策検討委員会」として迅速に対策を講じる。

5 いじめの早期解消

いじめ問題が発生したときは、詳細な調査と客観的な事実確認を行い、その解消に向け、保護者及び関係機関と連携して学校全体で組織的に対応する。

- (1) 被害生徒や保護者の立場に立ち、誠意を持って対応する。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことなく、情報の共有と組織的な対応を心がける。
- (3) 加害生徒及び傍観する集団への指導についても組織的に対応する。
- (4) 被害生徒や保護者に対し、確実に解消するまで継続的な心のケアや相談体制を整える。
- (5) 関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら必要に応じて指導・助言を求める。